平成30年度 財政援助団体等監査結果

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

- (1) 財政援助団体(補助金交付団体)
 - (ア) 所管部署関係

認可保育所特別延長保育運営費補助金他13補助金

(ィ) 財政援助団体関係

- 富谷市社会福祉協議会
- ・富谷市シルバー人材センター

3 監査の範囲

平成29年度及び平成30年度から、新たに富谷市から財政援助の対象となった事務とする。

4 監査の期間

平成30年11月12日から平成31年1月16日まで

5 監査の方法

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管部署の事務が適正に執行されているかについて、関係書類を確認し、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

6 監査の結果

補助金交付の根拠法令や交付期間及び補助金の効果・成果等について、補助金交付に当たっての事務手続きは概ね良好であり、関係書類は整備されていたことを認める。

今後の補助金交付のあり方については、事業の推移を見ながら補助の継続 交付や統廃合を十分に精査し、問題や課題があれば改善する等、補助金が適 正で有効かつ効率的に活用されるよう努められたい。